

徳島大学理工学部・工学部後援会会則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学理工学部・工学部後援会と称し、事務所を徳島大学理工学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、徳島大学理工学部、工学部、徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻及び大学院先端技術科学教育部（以下「本学部」という。）における教育・研究活動を支援し、本学部の発展を助け学生教育の成果を挙げることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学部の教育の発展に資するための学校当局との連絡及び提携
- (2) 本学部の教育上必要となる施設の充実に資する援助
- (3) 本学部学生の身上に関する援助及び会員相互の親睦に資する事項
- (4) その他本学部の教育振興上必要と認められる事項

(会員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学部学生の保護者
- (2) 特別会員 本学部の教職員

(役員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 6名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において正会員中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、重要事項を審議する。
- (4) 監事は、会計の監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは、会則に基づき補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は、会則の改廃、予算決算その他重要な事項を議決する。
- 4 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

(会費等)

第10条 本会の経費は、会費、入会金及び寄附金をもってこれに充てる。

- (1) 学部生の会費は、正会員の子女1人につき年額3,000円とする。
- (2) 大学院生の会費は、正会員の子女1人につき年額1,000円とする。
- (3) 入会金は、正会員の子女1人につき3,000円とする。

2 正会員は、会費及び入会金を入学時に一括前納するものとする。

3 既納の会費及び入会金は、原則として返還しない。

(会計経理)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第12条 本会の事務は、徳島大学常三島事務部理工学部事務課において処理する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年9月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学工学部後援会々則は、廃止する。

附 則 (令和2年3月31日改正)

この会則は、令和2年8月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。